

令和6年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月15日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第40 議案第2号 遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定について
(付託案件) (民生常任委員会審査報告、令和5年第8回定例会付託)
- 日程第41 議案第34号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第42 議案第35号 令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第43 議案第36号 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第28号 令和6年度遠軽町一般会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第45 議案第29号 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第46 議案第30号 令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第47 議案第31号 令和6年度遠軽町介護保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第48 議案第32号 令和6年度遠軽町水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第49 議案第33号 令和6年度遠軽町下水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第50 意見案第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書
- 日程第51 議員派遣について
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君

3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 長	佐藤 祐治 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	農業委員会会長	石丸 博雄 君

◎説明員

副 町 長	舟木 淳次 君	総 務 部 長	鈴木 浩 君
民 生 部 長	堀嶋 英俊 君	経 済 部 長	澤口 浩幸 君
経 済 部 技 監	内野 清一 君	総 務 課 長	堂前 政好 君
情報管財課長	吉岡 秀利 君	企 画 課 長	中原 誉 君
財 政 課 長	今井 昌幸 君	税 務 課 長	二瓶 雄介 君
ジオパーク推進課長	松村 愉文 君	保健福祉課長	岩井 誠志 君
保健福祉課参事	大柳 京美 君	住民生活課長	古賀 伸次 君
子育て支援課長	太田 貴幸 君	農政林務課長	広瀬 淳次 君
商工観光課長	大西 公太 君	建 設 課 長	井上 隆広 君
建 設 課 参 事	米谷 克美 君	水 道 課 長	大川 寿雄 君
水 道 課 参 事	小野寺 悟 君	生田原総合支所長	今泉 郁夫 君
生田原総合支所参事	大泉 勝義 君	丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君
丸瀬布総合支所参事	倉内 健一 君	白滝総合支所長	村上 裕和 君
白滝総合支所参事	長原 裕一 君	会 計 管 理 者	奥山 隆男 君
総 務 課 長	西 聡 君	社会教育課長	水野 徹 君
選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君	監査委員事務局長	成中 克也 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	小野寺 正彦 君	事 務 局 参 事	成中 克也 君
事 務 局 係 長	田中 郁美 君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、今村議員を指名します。

ここで、水道課長より発言を求められておりますので、許可します。
大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 令和6年3月7日に、本定例会に議案として提出し、同日付で可決されました、件名、議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）について、収益的収入及び支出の予定額の数値に誤りがありましたので、正誤表のとおり訂正をお願いするものです。

このたびの議案の訂正につきまして、大変御迷惑をおかけいたしました。おわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、内容について説明いたします。

お手元の令和6年第2回遠軽町議会（定例会）議案正誤表を御覧願います。

議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）の第2条、収益的収入及び支出の予定額中、支出につきまして、第1款下水道事業費用の補正後の予定額「9億9,569万1,000円」を「9億9,219万1,000円」に、第1項営業費用の補正後の予定額「9億3,740万8,000円」を「9億3,390万8,000円」に、第2項営業外費用の既決予定額「5,323万7,000円」を「5,678万3,000円」に、補正後の予定額「5,273万7,000円」を「5,628万3,000円」に訂正をお願いいたします。

以上で、議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）の訂正についての説明を終わります。このたびは本当に申し訳ございませんでした。

○議長（杉本信一君） この件につきまして、皆さんから質問等ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） それでは、この件につきましては終わります。

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり議案が提出されております。これを日程

に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第40 議案第2号

○議長(杉本信一君) 日程第40 議案第2号遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

令和5年第8回定例会において付託しました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

佐藤民生常任委員長。

○民生常任委員長(佐藤 昇君) ー登壇ー

令和5年第8回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました議案第2号遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、併せて基本となる犯罪被害者等の支援について必要な事項を定めるものです。

本委員会において、委員会審査を令和6年1月19日、2月20日、3月8日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、民生常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第41 議案第34号

○議長(杉本信一君) 日程第41 議案第34号工事請負契約の変更契約の締結について

てを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第34号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

実施設計の完了による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5～7年度遠軽町新庁舎建設工事であります。

契約金額は、変更前、62億7,440万円、変更後、62億7,187万円でありませ

す。

契約の相手方は、渡辺・遠軽・池田異業種特定建設共同企業体。

代表者企業体、渡辺・管野・山口建築工事特定建設共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺勇喜。

構成員企業体、遠軽・北海・工藤電気工事特定建設共同企業体。代表者、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社、代表取締役、乾淳。

構成員企業体、池田・吉崎・サトウ・三宮機械工事特定建設共同企業体。代表者、札幌市北区北12条西3丁目2番20号、池田暖房工業株式会社、代表取締役社長、池田薫であります。

この工事につきましては、一般競争により総合的な評価を行いまして、62億7,440万円を渡辺・遠軽・池田異業種特定建設共同企業体に決定しておりまして、令和5年12月13日から着工、令和8年3月10日の完成を予定しているところでありますが、実施設計の完了による設計変更に伴い、契約金額62億7,440万円を253万円減の62億7,187万円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第34号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第42 議案第35号

○議長（杉本信一君） 日程第42 議案第35号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第35号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を183億2,235万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に400万円を追加し、総額を7億3,928万5,000円とするものです。

これにより、歳入合計183億1,835万1,000円に400万円を追加し、総額を183億2,235万1,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

5款労働費につきましては、1項労働諸費に400万円を追加し、総額を2,702万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計183億1,835万1,000円に400万円を追加し、総額を歳入歳出同額の183億2,235万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

5款労働費1項労働諸費1目労働諸費、職業能力開発事業400万円につきましては、本年1月に遠紋地域人材開発センターで発生した体育館屋根からの落雪による車両損傷事故に伴い、同センターが行う損害賠償に係る費用負担により、同センターの運営に支障が生じないよう補助するため、遠紋地域人材開発センター補助金を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、400万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳

出より各款ごとに思います。

5 款労働費、8 ページ、9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

19 款繰入金、6 ページ、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第35号令和5年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第43 議案第36号

○議長(杉本信一君) 日程第43 議案第36号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀住民生活課長。

○住民生活課長(古賀伸次君) 議案第36号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ295万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,252万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

6 款繰越金につきましては、1 項繰越金に295万2,000円を追加し、総額を297万2,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億4,957万3,000円に295万2,000円を追加し、総額を21億5,252万5,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

7 款諸支出金につきましては、1 項償還金及び還付加算金に295万2,000円を追

加し、総額を549万6,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億4,957万3,000円に295万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億5,252万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目その他償還金295万2,000円につきましては、令和4年度保険給付費等交付金、普通交付金の精算に係るその他償還金の追加です。

次に、2、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金295万2,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

7款諸支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

6款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第36号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第44 議案第28号から日程第49 議案第33号

○議長（杉本信一君） 日程第44 議案第28号令和6年度遠軽町一般会計予算、日程第45 議案第29号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第46 議案第30号令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第47 議案第31号令和6年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第48 議案第32号令和6年度遠軽町水道事業

会計予算、日程第49 議案第33号令和6年度遠軽町下水道事業会計予算、以上議案6件を一括して議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長報告を求めます。

今村予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（今村則康君） ー登壇ー

令和6年度遠軽町一般会計予算外5件につきましては、令和6年第2回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をしてまいりました。

審査にあたりましては、理事者をはじめ関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第28号令和6年度遠軽町一般会計予算から議案第33号令和6年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案6件を全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、3月8日予算審査特別委員会設置、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任、予算審査特別委員会理事会設置、予算審査特別委員会理事の選任。3月11日予算審査一般会計、3月12日予算審査一般会計、3月13日予算審査一般会計、3月14日予算審査一般会計、予算審査各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、委員会審査報告書のまとめ、委員会審査報告書の確認、採決を経たものです。

以上をもちまして、令和6年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（杉本信一君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案6件の採決をいたします。

採決は、上程の順により各議案ごとに行います。

これより、議案第28号令和6年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和6年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和6年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和6年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第50 意見第1号

○議長(杉本信一君) 日程第50 意見案第1号若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○4番(阿部君枝君) ー登壇ー

若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書。

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用、依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつあります。実際、市販薬の多量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告があります。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのこと。また、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は60人に1人と深刻な状況にあることも明らかになりました。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生しています。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にならないことから、乱用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もあります。

よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から1人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を求めます。

記。

1、現在、乱用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生、中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。

2、若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と併せて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。

3、乱用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

4、若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和6年3月15日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、厚生労働大臣、孤独・孤立対策担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） このオーバードーズなのですけれども、この中に具体的な薬の種類とかは特別表示されていないのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） そこに6成分というところがあると思うのですけれども、これには、せき止めだとか風邪薬、痛み止め、鎮静薬、抗アレルギー薬、それからカフェイン製剤の眠気防止薬、その点が挙げられています。

○議長（杉本信一君） 9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 最近、ニュース等で話題になっている糖尿病の薬によって痩せる効果があるということで、かなり使用しているというニュースを伺っているのですけれども、その薬については含まれているかどうかについてお伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 痩せる薬というのはまだここには入ってきていません。というのは、まだ販売がそこまで進んでいないかに受け止めています。違いますか。

○議長（杉本信一君） 9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 糖尿病の薬によって痩せるというので、過剰摂取している事例がかなり出ているとニュースでお伺いしたのですけれども、それも含まれているのかなど、今お伺いしたわけですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 当然、オーバードーズということからいけば、先ほどいった6成分もありますけれども、今後、そういうことも含めて協議されるとの思いで意見書を提出します。

○議長（杉本信一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎日程第51 議員派遣について

○議長（杉本信一君） 日程第51 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思っております。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(杉本信一君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和6年第2回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 秋元 直樹

署 名 議 員 今村 則義